薬剤師の在宅訪問開始までの流れ

A:医師の指示型

B:薬局提案型

C: 多職種提案型

D:退院時カンファ型

医師・歯科医師から 訪問指示を受ける

薬剤師が訪問の必要性を感じる

ケアマネジャー、訪問看護 師などの医療・介護職や 家族からの相談を受ける 退院時カンファレン スに参加、退院後の 在宅療養に向け準備

医師・歯科医師、薬剤師、看護師、訪問介護員、介護支援専門員、 家族等が患者の情報を共有・問題点を互いに認識する

薬剤師が訪問

指示を受けて患者宅 を訪問することや、 訪問の意義・目的等 を患者に説明する

薬剤師が患者宅を訪問して状況の把握

薬剤師が介入する必要性があると判断した場合には訪問を提案し、患者(家族)に訪問をする

医師・歯科医師へ情報提供

薬剤師が訪問を行う必要性を医師・歯科医師へ報告し、 訪問指示を出してもらう

在宅訪問開始

患者本人、もしくは患者家族・代理人等の同意を得て 訪問薬剤管理指導(居宅療養管理指導)を開始する

◆ 薬剤師の在宅訪問の開始方法について ◆

在宅業務を始めるきっかけとしては、医師・歯科医師が薬剤師に訪問の指示を行い、薬剤師が患者・家族等の同意を得て開始する「医師の指示型」のイメージが強いかもしれません。

しかし、他にもアドヒアランス不良や薬の保管状況に問題があると薬剤師が感じた場合などに、医師・ 歯科医師に薬剤師の訪問の必要性を報告して訪問指示を出してもらう「薬局提案型」や、多職種からの 情報提供がきっかけになる「多職種提案型」などのパターンがあります。

更に、病院の地域連携室などから退院時カンファレンスの出席依頼を受けて訪問が始まる「退院時カンファ型」もあります。

いずれの場合も<mark>訪問の意義、目的を患者または介護にあたる患者家族に説明、同意を得た上で</mark>訪問薬剤 (居宅療養)管理指導を開始することが必要です。